

いわゆる従軍慰安婦問題に関連する戦争犯罪裁判についての調査結果の報告

法 務 省

第二次世界大戦中の日本国民の戦争犯罪に関し、連合国各国が開いた法廷において行われたいわゆるBC級戦争犯罪裁判について、法務省において保管中の同裁判の関係資料を調査した結果、同裁判の判決書と思われる書面（写し）により、いわゆる従軍慰安婦問題に関連した事実で有罪判決が言い渡されたことが推定されるもの（注）は、オランダがインドネシアのバタビアで開いた臨時軍法会議に係る下記の2件である。

なお、法務省において保管中のBC級戦争犯罪裁判に関する資料のほとんどは、我が国が当該裁判国から公式に入手したのではなく、戦争犯罪裁判の被告人や遺族、あるいは弁護士等の関係者が所持していた戦争犯罪裁判に関する資料を引き継いで法務省が保管するに至ったというものが大半であり、したがって、その中に含まれている裁判関係書類の写しと思われる資料も、原資料との同一性が確認されたものではない。以下の調査結果は、このような資料の性質等による制約の下で、該当する戦争犯罪裁判の臨時軍法会議付託決定書（起訴決定書）や判決書と推定される書面（写し）をもとに、被告人等関係者のプライバシーの保護にも配慮しながら、裁判結果の概要をまとめたものである。

（注）「慰安所における売春の強制」又は「慰安所における売春を目的とした女性の強制ら致」の事実が、オランダの行った戦争犯罪裁判の根拠法令である戦争犯罪刑法に関する総督令（1946年第45号）第4条以下（別紙参照）の戦争犯罪行為に該当するとして起訴され有罪判決が言い渡されたと推定されるものを対象とした。

記

1. ジャワ島セマラン所在の慰安所に関係した事件

(1) 被告人

① 1947年11月22日付臨時軍法会議付託決定書（起訴決定書）

陸軍軍人（南方軍幹部候補生教習隊）4名（A, B, C, D）

陸軍に雇われた民間人4名（E, F, G, H）

（注）なお、そのほか陸軍軍人4名が、「抑留者の衛生環境面での不法な取扱い」等の事実で併合して起訴され、2名に対し有罪、2名に対し無罪の判決が言い渡されている。

② 1948年12月14日付臨時軍法会議付託決定書（起訴決定書）

陸軍軍人（南方軍幹部候補生教習隊）1名（I）

(2) 起訴事実の概要

(a) A, B, C, D, I 関係

- i 1944年2月末ころから同年4月までの間、ジャワ島セマランほか所在の抑留所に収容中のオランダ人女性ら（起訴決定書では5か所の抑留所から連行した約35名）に対し、売春をさせる目的でセマラン所在の慰安所（起訴決定書では4か所）に連行し宿泊させ、脅すなどして売春を強制するなどした事実。
- ii 部下の軍人や民間人の上記iのような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した事実。

（注）I 関係の起訴事実中には、上記のほかにもう1か所の慰安所に関係した同様の事実も含まれていたが、判決では有罪の立証がないとされている。

(b) E, F, G, H 関係

1944年2, 3, 4月ころ、それぞれセマラン所在の慰安所を経営し、上記(a)のとおり抑留所から連行されてきた女性約7名ないし11名に対し、脅すなどして売春を強制した事実。

(3) 判決の概要と結果

・ A 関係…有期刑（15年）

陸軍大佐。兵站関係担当将校として、セマランに慰安所を開設しセマランほか所在の抑留所に収容中であつたオランダ人女性らを慰安婦として使う計画の立案と実現に協力したものであるが、1944年2月末ころに慰安所（4か所）が開設された後は、上記女性ら（ただし、起訴事実に掲げられた者の一部につき有罪の立証なし。以下の被告人関係でも同様）につき、同意の上抑留所を出て自発的に慰安所で働くという軍本部の許可条件が満たされていないことを知り得たのに、その監督を怠り、同年4月ころにこの事態を知つた軍本部の命令により慰安所が閉鎖されるまでの間、部下の軍人又は民間人が慰安所で女性に売春を強制するなどの戦争犯罪行為を行うことを黙認したという事実につき有罪（起訴事実(a)ii）。

・ B 関係…死刑

陸軍少佐。兵站関係担当将校として、上記慰安所の開設許可を軍本部に申請したものであるが、1944年2月末ころ、慰安所を開設する際に上記女性らを売春目的で慰安所に連行するに当たり、軍本部の上記許可条件を満たしていないことを知っており、また、女性の全員あるいはその多くが強制しなければ売春に応じないであろうことを察知し得たにもかかわらず、その監督を怠つたという事実、及び、そのころ、慰安所において、女性を脅して売春を強制するなどし、また、部下の軍人

又は民間人がそのような戦争犯罪行為を行うことを知り又は知り得たのにそれを黙認したという事実につき有罪（起訴事実(a) i ii）。

• C関係…有期刑（10年）

陸軍少佐。起訴事実(a) iiにつき有罪。

• D関係…有期刑（2年）

陸軍大尉。起訴事実(a) i ii（ただし、慰安所への女性の連行関係）につき有罪。

• I関係…有期刑（12年）

陸軍中将。南方軍幹部候補生教習隊長として、上記慰安所の開設許可を軍本部から得るよう部下に命じたものであるが、部下の軍人又は民間人が、上記軍本部の許可条件を満たさないのに女性らを抑留所から慰安所に連行して、軍本部の命令により慰安所が閉鎖されるまでの1944年3、4月ころ、女性に売春を強制するなどの戦争犯罪行為を行ったことに関し、そのような部下の行為を知り又は察知し得たのであるからこれを未然に防ぐか止めさせるべきであったのに、監督を怠り、必要な措置及び命令を怠ってこれを黙認したという事実につき有罪（起訴事実(a) ii）。

• E関係…有期刑（20年）

F関係…有期刑（10年）

G関係…有期刑（15年）

H関係…有期刑（7年）

いずれも起訴事実(b)につき有罪。

2. ジャワ島バタビア所在の慰安所に関係した事件

(1) 被告人

慰安所経営者であった民間人1名

(2) 起訴事実の概要：1946年9月28日付臨時軍法会議付託決定書（起訴決定書）

1943年9月から1945年9月ころまでの間、ジャワ島バタビアにおいて、民間人のために設立された慰安所を運営し、同施設において売春させるための女性を募集し又は募集させ、応募してきた女性が辞めたがった場合には直接あるいは間接的に脅迫し自由に辞めることができないようにして、売春を強制し、その自由を奪ったという事実。

(3) 判決の概要と結果

起訴事実につき有罪。有期刑（10年）。

(別紙)

(1) 1946年第44号(戦争犯罪の概念規定に関する総督令)

第1条 戦争犯罪とは、戦争中敵国の臣民及び敵に使用されている外国人によって、戦争の法規及び慣例に違反して犯された事実をいう。すなわち、

1～5 (略)

6 強かん

7 強制的売いんのための婦女子の誘かい及び売いんの強制

8～39 (略)

(2) 同年第45号(戦争犯罪刑法に関する総督令)

第4条 戦争犯罪を犯す者又は犯した者は、死刑又は無期若しくは一日以上二十年以下の懲役に処する。

第5条 戦争犯罪の未遂、従犯及び共謀は、その犯罪と同様に罰せられる。

第9条 部下が戦争犯罪を犯した場合、上官が、戦争犯罪の犯されていること若しくは犯されるであろうことを知り、又は少なくともそれを当然推測したに違いないのに、部下による戦争犯罪の遂行を容認したときは、同人もまた、その戦争犯罪の正犯として罰せられる。